

質・問・「不要なので解約したいのですが・・・」

路上で声をかけられついていくと、同じように声をかけられた人が数人集まっていました。無料でおもち、包丁、まな板などたくさんのものをもらい、 勧められるまま、ひざなどの痛みに効くという沐浴器を契約してしまいました。家に帰って考えると、その場の勢いで買わされたようなもので、不要なので解約したいのですができるでしょうか?

(79歳 女性)



市に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒 756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課 FAX: 83-9336 E-mail: mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

お答えします

担当課 商工労働課内消費生活相談窓口(☎82-1150)

契約書面を受け取った日から8日以内(取引形態によっては20日以内)であればクーリング・オフ制度により解約ができます。

【クーリング・オフ制度とは】

消費者が訪問販売などの特定の取引で商品やサービスの契約をしたとき、後で冷静になって考え直して「契約をやめたい」と思ったら、一定期間内であれば理由を問わず、一方的に申し込みの撤回または契約の解除ができる制度のことをいいます。

【クーリング・オフの手続き】

- ●クーリング・オフは書面 (ハガキ) で通知します。
- ●通知書は両面ともコピーを取って簡易書留または配達記録で郵送しましょう。
- ●消印の日付が期間内であれば、事業者に届くの が期間後になっても有効です。
- ●クレジット契約の場合, クレジット会社にも通知してください。

※取引形態や商品などの条件によっては、クーリング・オフができない場合があります。詳しく は消費生活相談窓口にお問い合わせください。

☆えがお が いちばん!!



大好きなウルトラマンのように、優しくて強い子 になってね。

(東下津)

お子さんの写真 募集中!! 詳しくは広報広聴課まで(☎82-1133)



編集室の ひとりごと

例年にも増して雨の季節が長く感じられました。太陽が恋し いなぁと思っていたところに突然の梅雨明け・・・遅ればせな がらギラギラと夏の陽射しが照りつける日々がやってきたよ うです。みなさんも体調管理には十分気をつけて夏を乗り切 ってくださいね・・・そういえば「日本の夏 ●●の夏」とい うテレビコマーシャルが以前ありましたが、(今もあるのか な?) 夏という季節だけ、そのような表現が多用されますね… 例えば、受験生にとっての「勝負をきめる夏」、高校球児には 「忘れられない夏」など、トーンが一段、高くなってしまうの は、何かドラマチックな出来事が起こるのではないか、起こ ってほしいという期待感の現われがそうさせるのかもしれな いと個人的には分析しているところですが・・・「読書の秋」と はいいますが、「忘れられない秋」なんて、悲恋の主人公以外 はあまり使われないですしね・・・と書いてきて「いつもと何 もかわらない夏」という、少し寂しい言葉しか頭に浮かんで こないことにハタと気付き・・・「すぐに忘れる夏」とならない ようにと焦りばかりが空回りして、あっという間に「食欲の秋」 がやってくるのだけは避けなければ・・・(くろ)